

先生

師会名

師会

事務担当者

入会

- 1. 会員届書
- 2. 免許証コピー
- 3. 保健所開設届コピー
- 4. 開設地の略地図
- 5. 治療室及び待合室の平面図
- 6. 入会手数料2,000円 年会費10,000円

保険部入部(任意)

(要件: 本会の正会員であること)

- (1) 代理申請・代理受領に関する委任状
 - (2) 遵守誓約書 ※整骨院併設については別途誓約書を要す
 - (3) 生活保護法指定はりきゅう師指定申請書
 - (4) 生活保護法指定はりきゅう師誓約書
 - (5) 福岡県後期高齢者医療施術者登録申請書
 - (6) 労災保険指名施術所指名申請書 様式第7号
 - (7) (複写式)指定薬局・指名機関登録報告書(診機様式第23号)
 - (8) 労災指定 申立書
 - (9) 九州厚生局承諾書写(受領委任登録後)
 - (10) 取引金融機関口座通帳のコピー(ゆうちょ銀行は不可)
※口座番号・名義人(フリガナ)などが明瞭にわかるコピー
 - (11) 入部手数料 15,000円 年間部費 3,000円
- ※ 受領委任制度申し出は個人で九州厚生局に申し込んでください
※ 保険取扱い要綱等については裏面を参照のこと

会員規定-正会員

- a. 鍼灸・あま指の有資格者である
- b. 施術所を有し、その開設者である
- c. 正会員の施術所に従事する
親族又は勤務する施術管理者
- d. 定款規則や会決定事項を遵守する

施術所名称規程

保健所開設届の施術所名称に関する規程

- d. 「鍼灸」「あん摩・マッサージ・指圧」の資格を表現する字句を入れる
- e. 他の施術資格あるいは医業類似行為を表す字句を入れない

中央団体入会(任意)

- (公社)日本鍼灸師会(前後期分割可)
年会費 17,000円
- (公社)全日本鍼灸マッサージ師会
入会金 6,000円 年会費 10,000円
(準会員 入会金 免除 年会費 5,000円)
- (公社)日本あん摩マッサージ指圧師会
入会金 1,000円 年会費 9,000円

賠償責任保険(任意)

(要件: 中央団体に入会していること)

- (公社)日本鍼灸師会
地域の三井住友海上の代理店の取扱い。または県師会経由
- (公社)全日本鍼灸マッサージ師会
全鍼会協同組合本部扱い(地域の代理店取扱いの場合もあり)
- (公社)日本あん摩マッサージ指圧師会
日マ会団体取扱い

重要! 賠償責任保険の加入手続きは、中央団体入会の確認が取れた後、個人の責任で実行していただきます

- 7. 会費等振込確認書 (ゆうちょ銀行振込明細票のコピー添付)

※ 県師会入会手数料、中央団体(任意)入会金・年会費、保険部(任意)入部手数料・部費等の振込の確認書

変更

- 1. 会員届書
- 2. 変更後の保健所開設届や免許証のコピー
- 3. 変更後の開設地の略地図 治療室及び待合室の平面図

保険部変更

- 4. 施術所名称・施術者名等の変更の場合

中央団体変更 (中央団体の新規入会または変更入会)

- 5. 会費等振込確認書 (ゆうちょ銀行振込明細票のコピー添付)

退会

(中央団体の退会は「会員届書」のみ)

- 1. 会員届書 全鍼師会は 会員証の返却または 紛失届提出

保険部退部

※ウラ面参照

- 2. (指定辞退に関する同意書・委任状)

お願い! 会員届書の日付、のチェック欄、氏名および施術所名のフリガナは、必ず正確に記載して下さい。

(次面に保険部詳細その他注意事項を記載しています。必ずご覧下さい。)

A. 会員区分について

種別	資格要件	被選挙権	選挙権	発言権	表決権	会費	保険部	中央団体	賠償保険	研修会	会報・案内	資料
正会員	1 鍼灸あん摩マッサージ指圧の有資格者 2 施術所を有し、その開設者である 3 施術所名規程の遵守 4 定款規則や会決定事項の遵守	○	○	○	○	正規	任意	任意		無料または半額	○	○
準会員	往療	×	×	×	×	半額	×					
	家族						○					
	従業員						○					
	勤務者						×					
	その他						×					
	元正会員など										△ *1	

*1: 一般的な物は除外

B. 保険部について

- ・「鍼灸マッサージ療養費」の受領は県鍼灸マ師会会長が代理人となり一括して請求します。
- ・公益社団法人の会員として、一定の規律と節度を保った保険取扱いを行うことで、法人格にふさわしい信用を得ることが可能です。
- ・各中央団体に加入していれば、厚労省が公認している「施術者登録番号」の交付を受けられます。
- ・生活保護・労災・福岡県後期高齢者医療などの取扱いには指定申請が必要で、指定がおりなければ取扱いできません。
- ・後期高齢・生保・労災の指定は、入部時に申請書類を提出して頂き、福岡県師会事務所で申請します。
※ 北九州市の生保指定は、北九州市師会で対応しています。
- ・施術所名称や住所変更の場合、福岡県師会事務所で所定の手続きを行います。
旧施術所の廃止届及び新施術所の開設届については各自で該当する地区の保健所にて申請を行ってください
- ・施術所名称や住所変更の場合、指定申請も変更が必要ですが、これは福岡県師会事務所でいきます。
- ・本会退会や保険部退部の場合、福岡県師会事務所で指定の辞退手続きを行います。
- ・福岡県後期高齢の施術者指定については、本会から「会員退会届書」を広域連合に提出しますが、正式な辞退届や指定口座変更書は、退会者ご本人が行う必要があります。
- ・協会けんぽや組合健保などの保険治療については 正式入会し
九州厚生局に申し出後、承諾書が届いてのち取扱いができます。
- ・生活保護と北九州市の後期高齢は、それぞれの各師会等で取り扱いますが、その他の保険は本部で一括して取り扱います。
- ・社会保険申請の支給振込時に、5%の定率会費が差し引かれます。
またこの振込時には、下記の銀行手数料が同時に差し引かれます。

振込手数料	福岡銀行本店口座	無料		
	福岡銀行支店口座	3万円以下	55円	3万円以上 110円
	他行本支店口座	3万円以下	330円	3万円以上 550円